

事 務 連 絡

平成23年4月18日

〇〇県 工場立地法担当課長 殿

経 済 産 業 省 経 済 産 業 政 策 局

地域経済産業グループ 立地環境整備課長

東日本大震災に伴う特定工場の復旧工事等に係る工場立地法上の取扱いについて

東日本大震災により、東北地方から関東地方の太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害が生じたところであるが、事業者等から復旧工事等に関し、工場立地法の取扱いについての相談、又は届出があった場合は、下記のとおり処理されたい。

また、下記の処理で対応できない案件が生じた場合には、別途、個別に当課まで相談されたい。

記

1. 生産施設関係

(1)生産施設の復旧について

既存工場において、震災等により倒壊、損傷又は滅失した生産施設の復旧が行われる場合には、当該行為に係る届出内容が準則（法第4条第1項により公表された準則、又は法第4条の2の規定により定められた地域準則又は企業立地促進法第10条に規定する市町村準則）に不適合であっても、可能な限りの緑地等の整備を行い、生活環境の観点から問題ないと判断される場合には、当該事情を勘案して、工場立地法運用例規集2-2-3の規定に準じて、勧告しないことができる。

なお、生産施設の復旧とは、既存工場において震災等の前の状況に復旧することを主たる目的とした工事をいい、例えば震災等を契機に工場を設置していた場所から移動し、工場を新設するための工事を行う場合等を除く。

(2)仮設施設について

被災した生産施設の復旧に伴い、工事期間中の工場全体の生産計画に支障をきたさないよう倒壊、損傷又は滅失した生産施設により得ていた生産量を確保するために、当面の間設置される仮設の代替施設（例えば、既存の倉庫内や仮設のプレハブ施設に一時的に製造工程等を構成する機械又は装置を設置する場合）については、復旧終了後撤去されることが確実である場合には、工場立地法上の生産施設とはせず、単なる建築物として取り扱うこと。

なお、事務処理上は、当該生産施設の復旧の際の届出の中で仮設施設の設置等についても併せて記載させ、かつ、仮設施設が当該生産施設の復旧に伴い暫定的に設置されるものである旨明記させること。

2. 緑地・環境施設関係

震災等により緑地・環境施設が損失した場合又は上記仮設代替施設の設置により緑地が損失する場合は、当該損失をもって第9条第2項第1号による勧告の対象とすることなく、できる限り速やかに原状復旧するよう指導により対応すること。

3. 届出処理の迅速化

震災等に起因し緊急に届出を処理する必要性が認められる場合は、届出書を受理する都道府県等において、他の案件に優先して処理するなど、工場立地法の届出に係る実施制限期間について配慮し、迅速な工事着工が可能となるよう措置すること。

以上